③　減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
④　のれんの償却額
⑤　受取利息
⑥　支払利息
⑦　特別利益（主な内訳を含む。）
⑧　特別損失（主な内訳を含む。）
⑨　税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
⑩　①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（中間損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）

⑷　報告セグメントの資産に関する金額のうち、当中間会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

７．「４．報告セグメント合計額と第二種中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載することとし、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を省略することができる。

⑴　報告セグメントの売上高の合計額と中間損益計算書の売上高計上額
⑵　報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額
⑶　報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額
⑷　報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額
⑸　報告セグメントのその他の項目（⑴から⑷までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の第二種中間財務諸表計上額

８．７．において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

９．別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二十二号

［様式を加える。］

【関連情報】

Ⅰ　前中間会計期間（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：　円）

	・・・・・	・・・・・	・・・・・	合計
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××